第

101

묵

ァスクラ

1994年1月6日創刊·毎日**介**行

リーダァスクラブFAXニュース

(1994年) 平成6年 6月 3日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011 編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

☆定期借地権のメリット・デメリット(その1)

会:定期借地権を設定した場合、地主はど んなメリットがあるのでしょうか。

A : 定期借地権設定に伴う地主のメリット は次のとおりです。

①郊外地における賃貸不安解消

賃貸アパートやマンションの建築、駐車場 経営にある、立地条件による入居不安や安定 賃料の確保が困難という問題が回避できます。

②借金せずに不動産の有効活用ができる

初期に多額の資金を必要とするアパートな どの建築に比べると、現預金等の流動財産の 流出を防ぎ、借入れをする必要も有りません。 ③固定資産税が大幅に軽減される

住宅用地として行われているものは、固定 資産税や都市計画税が大幅に軽減されます。

④地価税が非課税

住宅用地に該当すると、地価税においても 1戸当たり 1,000 ㎡までは課税されません。

⑤相続税評価における評価減

期間に応じて5%~20%程度の評価減がさ れます。

⑥ 遺産分割に便利

区画整理により分割が容易になります。

⑦管理・集金等の手間が省ける

通常の賃貸住宅経営等に比べて、管理に対 するリスクが低いといえます。

⑧安定した地代収入

長期間の賃貸契約のため安定した収入が長 期間安定して得ることができます。

⑨値上り益はすべて土地所有者のもの 土地保有と不動産活用が両立できます。







